

令和6年11月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和6年11月26日（火）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

立川委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

保健福祉部

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第5号 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島県保健所機能強化の基本方針について（資料1）
- 徳島県手話言語条例（仮称）の制定について（資料2）

病院局

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第2号 令和6年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）

【報告事項】

なし

森口政策監補兼保健福祉部長

それでは、11月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料の3ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額欄に記載のとおり合計で627万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で768億447万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

保健福祉政策課でございます。

保健所費の摘要欄①のア、新規事業、保健所庁舎整備・基本計画策定事業費の627万円

は、三好保健所と三好病院の一体整備に向け、基本計画の策定を行うための経費でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

その他の議案等の条例案でございます。

アの徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例は、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部が改正されたことに伴い、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等に係る手数料を定めるものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

続きまして、この際、2点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

徳島県保健所機能強化の基本方針についてでございます。

1、地域保健を取り巻く状況でございますが、本年元日に発生した令和6年能登半島地震を踏まえた災害時における健康危機管理への対応や、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興・再興感染症への対応、地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現など、地域保健を取り巻く環境は大きく変化しています。

2、保健所の現状や主な課題につきまして、本県においては、1.5次保健医療圏ごとに計六つの保健所を設置し、県民の健康や生活環境の向上などに関わる業務に取り組んでいるところです。

主な課題といたしましては、災害時拠点機能として、災害に強いインフラ整備や本県が被災した際の受援体制の整備。新興・再興感染症対応として、応援職員の確保と受入体制の整備や情報共有体制の整備。また、県民サービスの維持・向上として、地域の医療機関や行政機関等との連携強化などが挙げられるところです。

こうした状況や現状、主な課題を踏まえ、3、機能強化の方向性として、災害対応力の強化、感染症対応力の強化、県民サービスの維持・向上を三つの柱に、庁舎の老朽化対策や新興・再興感染症対応人員の強化、育成などソフト、ハード両面で取組を進め、保健所の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、機能強化の基本方針に基づき、まずは三好保健所と県立三好病院との一体整備に取り組むこととし、今議会に保健所庁舎の整備に向けた基本計画策定に要する補正予算案を計上させていただいております。

次に、資料2を御覧ください。

徳島県手話言語条例（仮称）の制定についてでございます。

この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、聴覚障がい者を含む全ての県民が、互いに支え合いながら生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すため制定するものです。

条例の概要につきましては、2ページ以降の骨子案を御覧ください。

まず、前文において、手話の重要性や歴史的背景を踏まえた条例制定の意義について記載することとしております。

また、条例の骨子としましては、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員としてあらゆ

る分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を基本理念に掲げ、県の責務並びに県民及び事業者等の役割のほか、手話を学ぶ機会の確保や学校における手話の普及等について定めることとしております。

これまで、障がい者団体や、支援機関等の委員で構成する徳島県手話言語条例検討委員会において議論を深めてまいりました。

今後は、今議会で御報告させていただいた後、第3回徳島県手話言語条例検討委員会で御論議いただき、条例の制定に向けて作業を進め、2月議会において御審議を賜りたいと考えております。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福壽病院局長

11月定例会に提出を予定しております病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係の説明資料の3ページを御覧ください。

（1）令和6年度徳島県病院事業会計補正予算についてでございます。

アの収益的収入及び支出についてでございます。

まず、収入につきましては、科目の1、病院事業収益の補正予定額欄のとおり627万円の増額となり、補正後の予定額は計欄のとおり274億6,827万8,000円となっております。

これは、2、医業外収益の3、負担金交付金が増額となったことによるものでございます。

支出につきましては、三好保健所の新庁舎を整備するに当たり、県立三好病院との一体整備に必要となる基本計画策定の追加経費として627万円を増額し、補正後の予定額は、計欄のとおり292億8,412万9,000円を予定しております。

提出予定案件につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時40分）